

議員の税等の納付状況（平成26年度分）

議員氏名	税目等	市県民税	固定資産税・都市計画税	国民健康保険税	軽自動車税	上下水道料金
佐藤 淳一		○	-	-	-	-
大友 健		○	○	○	-	○
大友 克寿		○	-	○	○	○
布田 恵美		○	-	-	○	-
酒井 信幸		○	○	○	-	○
須藤 功		○	○	○	-	○
渡辺 ふさ子		○	○	-	-	-
櫻井 隆		○	○	○	○	-
佐藤 一郎		○	○	○	○	○
松田 由雄		○	○	-	○	-
布田 一民		○	○	○	-	-
長田 忠広		○	○	○	-	○
穴戸 幸次		○	○	○	○	○
飯塚 悦男		○	○	○	○	○
沼田 健一		○	○	○	-	○
森 繁男		○	○	○	○	○
国井 宗和		○	○	○	-	○

※「○」＝完納 「-」＝納税等の義務なし

政治家の寄付は禁止

有権者が求めることも禁止

政治家が、選挙区内の人にお金や物を贈ることは法律で禁止されています。

有権者が寄付を求めることも禁止されています。

(政治家とは、候補者、候補者になろうとする者及び現に公職にある者をいいます)

寄付の禁止の例 Q & A

- Q.** 政治家が町内会の運動会に寸志を持参したり、会合にお弁当を差し入れることはできますか。
A. 罰則をもって禁止されます。
- Q.** 秘書等が代理で結婚披露宴や葬式に出席し、祝儀や香典を相手方に供与することはできますか。
A. 罰則をもって禁止されます。
- Q.** 後援会が、その会員（選挙区内の者）の葬式に花輪や香典を出せますか。
A. 罰則をもって禁止されます。

次のものを除く寄付行為は罰則の対象となります。

- ・政治家自らが出席する結婚披露宴における祝儀
- ・政治家自らが出席する葬式や通夜における香典

(ただし、通常一般の社交程度を超えていれば処罰されます。また、事前に相手方に届けることも処罰されます。)

出典：総務省ホームページから（抜粋）